

川崎市告示第131号

生活騒音対策に関する指針（平成12年川崎市告示第608号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

別表の1家庭用機器、住宅用設備及び音響機器による騒音の表家庭用機器・住宅用設備の部Aの項地域区分の欄中「準住居地域」の次に「田園住居地域」を加え、同表音響機器の部Aの項地域区分の欄中「準住居地域」の次に「田園住居地域」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。